

## 浜松市家具転倒防止事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がいのある者等（以下「高齢者等」という。）の住宅内の家具を金具等で固定することにより、地震発生時における家具の転倒若しくは散乱による高齢者等の被害を防止し、若しくは軽減し、又は避難路を確保するために行う家具転倒防止事業について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1)家具

洋ダンス、和ダンス、整理ダンス、食器棚、冷蔵庫等の重い家具等をいう。

#### (2)転倒防止器具

家具の転倒を防止するために有効な金具、器具等（以下「器具等」という。）をいう。

#### (3)障がいのある者

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 浜松市療育手帳交付要綱(平成19年4月施行)に基づく療育手帳の交付を受けている者

エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく障害厚生年金若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金の受給権者又はこれらと同等と認められる者

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護者又は要支援者

#### (4)事業

器具等の取付け作業にかかる費用を市が負担する事業をいう。

### (対象世帯)

第3条 事業を利用することができる者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で構成されている世帯とする。

#### (1)高齢者世帯

次のア、イのいずれかに該当する世帯とする。

ア 満65歳以上の者(利用しようとする年度内に満65歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯

イ 満65歳以上の者及び満18歳未満の者（利用しようとする年度内で満18歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成されている世帯

(2)障がいのある者の世帯

次のア、イのいずれかに該当する世帯とする。

ア 障がいのある者のみで構成されている世帯

イ 障がいのある者及び満18歳未満の者のみで構成されている世帯

(3)満65歳以上の者、障がいのある者及び満18歳未満の者のみで構成されている世帯（申請）

第4条 事業を利用しようとする者又はその代理人（以下「申請者等」という。）は、浜松市家具転倒防止事業申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、署名又は記名押印のうえ、市長に提出しなければならない。

（審査結果通知）

第5条 市長は、前条の申請書による申請があったときは、その内容を審査し、浜松市家具転倒防止事業審査結果通知書（第2号様式）により、事業実施の可否を申請者等に通知するものとする。

（器具等の取付け）

第6条 市長は、器具等の取付け作業を業者（以下「受託者」という。）に予算の範囲内で委託するものとする。

（利用回数等）

第7条 事業を申請（事前調査の結果、取付けを辞退した場合を含む。）することができる回数は1世帯当たり1回限りとし、家具5品を限度とする。

（遵守事項）

第8条 第5条に規定する決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業の利用に当たり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)利用者が、賃貸住宅に居住している場合は、可能な限り事前に家屋の所有者（家主又は家主と管理契約を締結している管理会社等）と協議を行い、その承諾を受けておくこと。

(2)器具等の種類及び取付け方法並びに作業日程は、利用者と受託者とが協議し決定すること。

(3)利用者は、家具を事前に所定の場所に配置しておくこと。

(4)固定後の家具の移動や器具等の取外しは、利用者の責任により行うこと。

（費用の負担）

第9条 器具等の購入費用（下地材料費を含む。）は、利用者の負担とする。

2 5品を超える家具の取付け作業を希望する場合には、当該5品を超える取付け作業にかかる費用は、利用者の負担とする。

(作業の確認)

第 10 条 利用者は、事前調査及び家具の取付け作業に立会い、作業内容及び取付状態を確認後、浜松市家具転倒防止事業に係る事前調査実施報告書（第 3 号様式）及び浜松市家具転倒防止業務完了報告書（第 4 号様式）の確認欄に署名又は記名押印をしなければならない。

(完了報告)

第 11 条 受託者は、家具の取付け等の作業が完了したときは、前条に規定する報告書により市長に報告しなければならない。

(免責)

第 12 条 本事業により固定された家具が転倒したこと等により、利用者に被害又は損害が生じて市及び受託者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。